



長野県告示第540号

令和5年10月6日成立した令和5年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和5年10月16日

長野県知事 阿部 守一

令和5年度長野県一般会計補正予算(第3号)

1 歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入				
款	補正前の額	補正額	計	
7 分担金及び負担金	1,817,348	1,606	1,818,954	
9 国庫支出金	153,837,385	2,568,903	156,406,288	
11 寄付金	1,082,873	6,536	1,089,409	
12 繰入金	20,547,964	5,500	20,553,464	
13 繰越金	268,568	1,631,221	1,899,789	
14 諸収入	198,984,460	8,000	198,992,460	
15 県債	77,063,000	5,922,000	82,985,000	
歳入合計	1,066,946,733	10,143,766	1,077,090,499	
(2) 歳出				
款	補正前の額	補正額	計	
2 総務費	45,574,549	43,556	45,618,105	
3 民生費	138,478,846	24,864	138,503,710	
6 環境費	7,010,236	1,542	7,011,778	
7 農林水産業費	43,255,224	629,978	43,885,202	
8 商工費	201,817,693	9,003	201,826,696	
9 土木費	111,485,033	9,143,508	120,628,541	
10 警察費	44,124,887	45,128	44,170,015	
11 教育費	187,179,757	126,650	187,306,407	
12 災害復旧費	9,229,085	119,537	9,348,622	
歳出合計	1,066,946,733	10,143,766	1,077,090,499	
2 繰越明許費				
空港管理費ほか27件		金額	25,371,443	千円
3 債務負担行為補正				
農作物等災害経営支援利子助成ほか4件		限度額	1,091,743	千円
4 地方債補正				
地域鉄道整備事業費ほか8件		限度額	5,922,000	千円

財政課

長野県告示第541号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和5年10月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
松本市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 解除の理由
国立公園事業用地とするため

- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
松本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第542号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年10月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北佐久郡軽井沢町大字長倉字長倉山2118の6（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第543号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

令和5年10月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
安曇野市豊科光2194の14（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第544号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

令和5年10月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
安曇野市豊科光2194の14（次の図に示す部分に限る。）、2194の15
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県上田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年11月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年10月16日

長野県上田建設事務所長 中島俊一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荻窪丸子線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上田市大字東内下和子2011番の3地先から 上田市大字東内下和子2010番の2地先まで	旧	m 10.2 ~ 14.0	km 0.0467
同 上	新	10.7 ~ 14.5	0.0467

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年11月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年10月16日

長野県長野建設事務所長 青木謙通

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野真田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市松代町松代字荒神町705番の1地先から 長野市松代町松代字中町669番の1地先まで	旧	m 8.1 ~ 13.7	km 0.1400
同 上	新	9.3 ~ 16.6	0.1400

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年11月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年10月16日

長野県北信建設事務所長 関 一 規

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中野小布施線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
中野市大字篠井字前沖326番の1地先から 中野市大字三ツ和字斉藤配2174番の2地先まで	旧	7.9 ~ 8.9 m	0.0225 km
同 上	新	7.9 ~ 12.2	0.0225
		2.7 ~ 12.2	0.0225

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年11月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年10月16日

長野県上田建設事務所長 中 島 俊 一

- 路 線 名 荻窪丸子線
- 供用を開始する区間
上田市大字東内下和子2011番の3地先から
上田市大字東内下和子2010番の2地先まで
- 供用を開始する期日 令和5年10月16日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年11月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年10月16日

長野県北信建設事務所長 関 一 規

- 路 線 名 中野小布施線
- 供用を開始する区間
中野市大字篠井字前沖326番の1地先から
中野市大字三ツ和字斉藤配2174番の2地先まで
- 供用を開始する期日 令和5年10月16日

道路管理課